

成田市地域防災計画

令和 5 年度修正

【附編】 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

成田市防災会議

目 次

第1章 総 則	東-1
第1節 計画策定の趣旨	東-1
第2節 基本方針	東-1
1 計画の内容	東-1
2 計画の範囲	東-1
3 計画の前提条件	東-2
4 計画の実施	東-2
5 計画の位置づけ	東-2
第2章 東海地震注意情報から警戒宣言までの対応措置	東-3
第1節 異常発見から警戒宣言発令までの流れ	東-3
第2節 東海地震注意情報の伝達	東-4
第3節 活動体制	東-4
1 災害対策本部設置準備	東-4
2 職員の招集	東-4
第4節 応急対策	東-5
1 住民への広報	東-5
2 施設等への情報伝達	東-5
3 関係機関との連携	東-5
4 混乱防止の措置	東-5
第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置	東-7
第1節 活動体制	東-7
1 市の活動体制	東-7
2 県の活動体制	東-7
3 県防災関係機関等の活動体制	東-7
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	東-8
1 警戒宣言の伝達	東-8
2 警戒宣言時の広報	東-9
3 報道機関の発表	東-10
第3節 警備対策	東-10
1 基本的な活動	東-10
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	東-10
第4節 消防、危険物、水防対策	東-11
1 消防対策	東-11
2 危険物対策	東-11
3 水防対策	東-11
第5節 公共輸送対策	東-12
1 東日本旅客鉄道（株）の措置	東-12
2 京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）の措置	東-12
3 バス、タクシー等対策	東-13
第6節 交通対策	東-13
1 警察による交通規制	東-13
2 道路管理者のとるべき措置	東-13
3 成田国際空港対策	東-14
第7節 通信対策	東-15

1 電話	東-15
2 電報	東-15
3 電話のふくそう時の広報	東-15
第8節 電気・ガス・上下水道対策	東-16
1 電気	東-16
2 ガス	東-16
3 上水道	東-17
4 下水道	東-18
第9節 学校・病院・社会福祉施設対策	東-18
1 学校	東-18
2 病院・診療所	東-19
3 福祉施設	東-19
第10節 避難対策	東-21
1 警戒宣言時の措置	東-21
2 事前措置	東-21
第11節 救護救援・防疫・保健活動対策	東-22
1 救援救護対策	東-22
2 防疫対策	東-22
3 保健衛生活動	東-22
第12節 生活物資対策	東-22
第13節 金融対策	東-23
第14節 その他の対策	東-23
1 食料、医薬品等の確保	東-23
2 緊急輸送の実施準備	東-23
3 市が管理、運営する施設対策	東-23
4 市税の申告、納付等に関する措置	東-23
5 その他（特定動物の逸走防止）	東-24
第4章 住民等のとるべき措置	東-25
第1節 住民のとるべき措置	東-25
第2節 自主防災組織のとるべき措置	東-27
第3節 事業所のとるべき措置	東-28

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が強化地域として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する8都県263市町村（合併により平成24年4月現在157市町村）が強化地域として指定された。

市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言発令時における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定するものである。

第2節 基本方針

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、以下の措置を定めることによって、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

■警戒宣言発令又は地震発生に伴う必要措置

- 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- 地震発生に当たっても、被害を最小限にとどめるために必要な措置

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても、可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「災害応急対策編 第1章 震災対策計画、共通編 第3章 災害復旧・復興計画」で対処する。

3 計画の前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として以下のとおりである。

- 東海地震が発生した場合の市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

市は、強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置づけ

本計画は、「成田市地域防災計画（災害応急対策編）」の附編として位置づける。

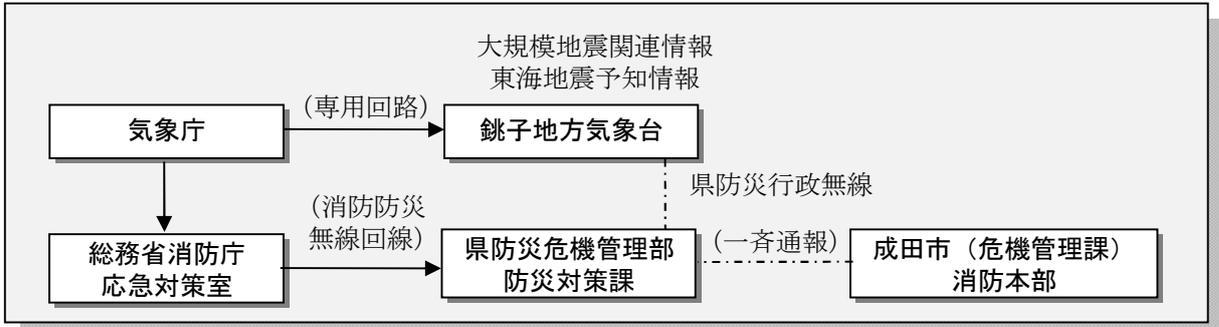
なお、防災関係機関の業務の大綱及び事前の措置は、「成田市地域防災計画（共通編 第1章 総則）」に準ずるものとする。

第2章 東海地震注意情報から警戒宣言までの対応措置

第1節 異常発見から警戒宣言発令までの流れ

異常発見から警戒宣言発令までの流れは、以下のとおりである。

■異常発見から警戒宣言発令までの流れ



■東海地震に関連する情報

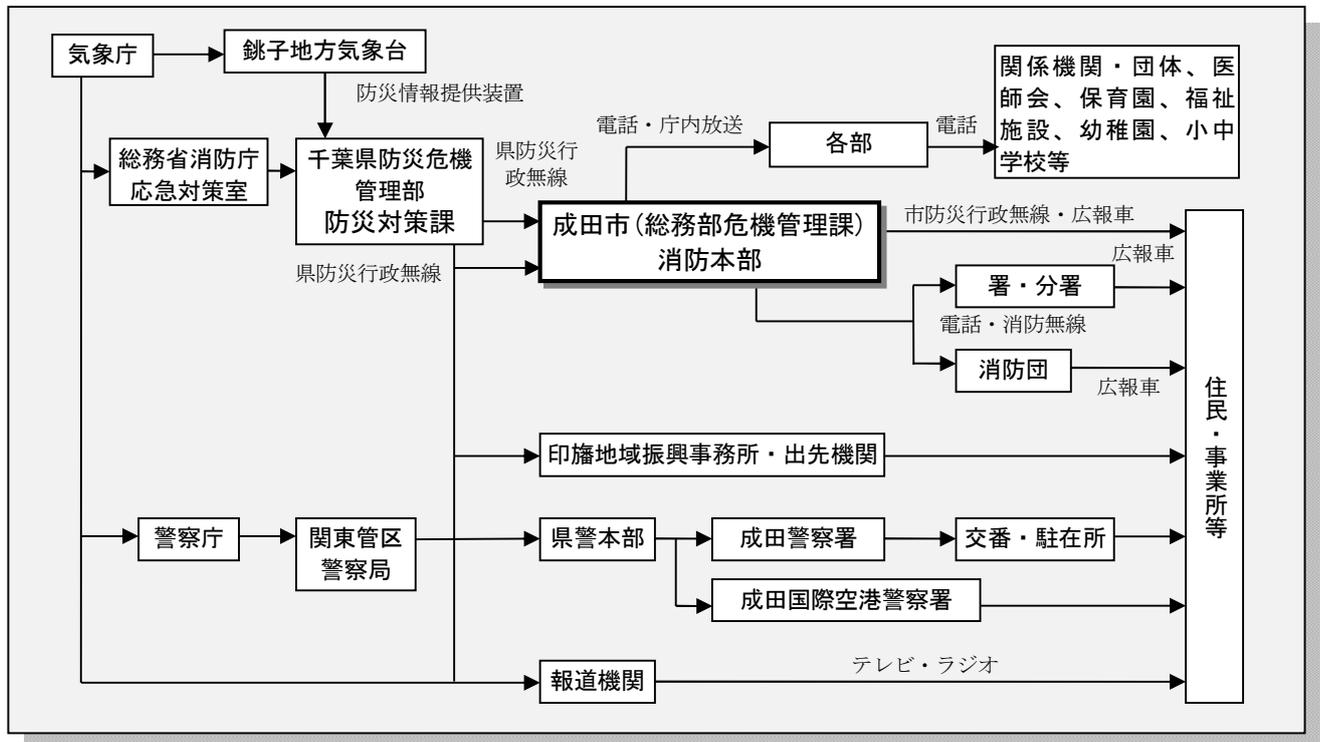
区分		発表基準等
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
警戒宣言		内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報の伝達

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。東海地震注意情報の伝達系統、伝達手段は、以下のとおりである。

■東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



第3節 活動体制

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、直ちに県に準じた警戒配備体制をとるとともに、災害対策本部等の設置の準備及び必要な措置を講じ、社会的混乱の発生に備える。

1 災害対策本部設置準備

警戒配備体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。

2 職員の招集

職員の招集は、警戒配備体制とする。

なお、職員の参集方法については、災害対策本部構成員動員表による。

第4節 応急対策

対策本部事務局は防災関係機関の協力を得ながら、必要に応じて以下の措置を講ずる。

1 住民への広報

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ、なりたメール配信サービス、緊急速報メール等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応し、混乱の防止を図る。

2 施設等への情報伝達

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

3 関係機関との連携

市内において、混乱発生のおそれが予測される場合は、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部防災対策課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

4 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講ずる。市は、各機関が実施する対応策と必要な連携を図る。

■各機関の対応

県	防災危機管理部防災対策課は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項
県 警 察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、以下の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 第2章 東海地震注意情報から警戒宣言までの対応措置
第4節 応急対策

<p>東日本旅客鉄道(株) 千葉支社</p>	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>(1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に進入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合わせ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>(2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>(5) 状況により警察官の応援要請をする。</p>
<p>京成電鉄(株) 芝山鉄道(株)</p>	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>
<p>東日本電信電話(株)</p>	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、以下の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般電話については、集中呼び出しによる電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
<p>(株)NTT ドコモ 千葉支店</p>	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、以下の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般電話については、集中呼び出しによる電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>
<p>KDDI (株)</p>	<p>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。</p> <p>ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</p>

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

1 市の活動体制

災害対策本部の設置	直ちに災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。
本部設置場所	災害対策本部室：市庁舎3階庁議室 対策本部事務局：市庁舎401・402号室
本部組織	「災害応急対策編 第1章 第1節 災害応急活動体制」による。
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達 ○ 防災関係機関の業務に係る連絡調整 ○ 社会的混乱防止に係る施策の実施 ○ 報道機関等への情報提供 ○ その他必要な事項
職員の動員	「災害応急対策編 第1章 第1節 災害応急活動体制」による。

2 県の活動体制

災害対策本部の設置	直ちに災害対策本部を設置し、千葉県地域防災計画「地震・津波編 第3章 第1節 災害対策本部活動」に定める本部第1配備をとる。各機関には所定の対策本部を設置する。
設置場所	県災害対策本部は、原則として中庁舎6階防災危機管理センターほかに設置する。
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達 ○ 防災関係機関の業務に係る連絡調整 ○ 社会的混乱防止に係る施策の実施 ○ 報道機関等への情報提供 ○ その他必要な事項

3 県防災関係機関等の活動体制

指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管事務に必要な防災体制をとる。 ○ 県及び市地域防災計画の定める防災対策の実施 ○ 県及び市との連絡調整
公共団体、防災上重要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ この対応計画に定める防災対策の実施 ○ 県及び市との協力

営業の継続停止 及び 退社	<input type="checkbox"/> 集会所等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 <input type="checkbox"/> 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 <input type="checkbox"/> その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止 及び 初期消火	<input type="checkbox"/> 火気使用設備の使用制限 <input type="checkbox"/> 危険物、薬品等の安全措置 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検 <input type="checkbox"/> 初期消火体制の確立
危害防止	<input type="checkbox"/> 設備器具類の転倒防止 <input type="checkbox"/> ガラス、照明器具、商品、看板等の破損・落下防止 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の転倒防止又は縄張り

ウ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、自主防災組織を通じて行う。

(2) 防災関係機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は、以下のとおり市に準じて行う。

なお、防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、住民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 警戒宣言等の内容及び東海地震予知情報
<input type="checkbox"/> 防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
<input type="checkbox"/> その他必要と認める事項 |
|---|

3 報道機関の発表

災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3節 警備対策

警察は、災害警備本部を設置し、以下の活動を実施する。

1 基本的な活動

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 要員の招集及び参集
<input type="checkbox"/> 警備部隊の編成及び事前配置
<input type="checkbox"/> 補給の準備
<input type="checkbox"/> 管内状況の把握
<input type="checkbox"/> 広報 | <input type="checkbox"/> 避難の指示、警告又は誘導
<input type="checkbox"/> 通信機材・装備資機材の重点配備
<input type="checkbox"/> 通信の統制
<input type="checkbox"/> 交通の規制 |
|---|---|

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

ア 警備部隊の事前措置

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 主要駅等人的混雑が予想される場所
<input type="checkbox"/> 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
<input type="checkbox"/> 災害危険場所
<input type="checkbox"/> その他必要と認める場所 |
|---|

イ 広報

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言及びこれに関する情報等の正確な内容 ○ 道路交通及び交通規制の状況 ○ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ○ 公共交通機関の運行状況
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 ○ 交番勤務員による広報 ○ 警察署、交番等の備え付け拡声器による広報 ○ その他報道関係機関、防災関係機関を通じた広報

第4節 消防、危険物、水防対策

1 消防対策

消防本部は、平素の消防業務（防災活動を除く）を停止又は縮小し、以下の対応措置を講ずる。

(1) 活動体制

警戒宣言発令時の対応措置は、以下の事項を基本として行う。

■警戒宣言発令時の対応措置

- 震災消防部隊の編成強化
- 資機材及び救急資機材の確保
- 見張警戒体制の確保
- 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- 防災活動上、必要な情報の収集

(2) 住民及び事業所に対する呼びかけの実施

出火防止及び混乱防止等の呼びかけを行う。なお、内容は第2節を参照のこと。

2 危険物対策

消防本部は、危険物施設に対し、以下の防災措置を指導する。

■危険物施設への防災措置

- 操業の制限、停止
- 資機材の点検、配置
- 緊急遮断装置の点検、確認
- 火気使用の制限又は禁止
- 消火設備等の点検確認
- 転倒・落下・流出拡散防止等の措置
- 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- 出荷、受入れの制限・停止
- 輸送途上における遵守事項の徹底

3 水防対策

市は、水防要員を確保するとともに、重要水防箇所の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

1 東日本旅客鉄道（株）の措置

（1）警戒宣言の伝達

駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。運転中の列車は、車掌が車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

（2）混乱防止

各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

（3）列車の運転規制

警戒宣言が発令された場合、総武本線は45km/hの規制となる。

（4）主要駅の対応措置

駅では、旅客の安全を図るため、以下の措置を講ずる。

ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

なお、強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。さらに、状況によりすべての乗車券類の発売を停止する。

2 京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）の措置

（1）警戒宣言の伝達

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

（2）混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

（3）運行方針

警戒宣言発令当日は、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。翌日以降は、災害時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。

（4）主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

① 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

② 状況により、改札止めの入場制限等を行う。

③ 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

- ① 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。
- ② 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

3 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに乗客に伝達する。

(2) 運行措置

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 警察による交通規制

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、以下の措置を行う。

- 強化地域への一般車両流入抑制広報
- 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

上記の交通対策の実施等によって生じる市内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者のとるべき措置

(1) 市の措置

- 危険箇所の点検
 - ・避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施
- 工事中の道路についての安全対策
 - ・工事を中止し、保安対策の実施

(2) その他の機関の措置

機 関	内 容
千 葉 国 道 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設に関する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・重点箇所等の道路状況の把握 ・工事箇所の保全措置 ○ 道路交通対策 <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール等による道路状況の把握 ・公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路確保のために実施

	する場合等) に対する協力 ○ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制
東日本高速道路(株)	○ 県公安委員会等関係機関の実施する交通規制協力 ○ 道路利用者に対する必要な緊急広報の実施 ○ 自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検 ○ 工事箇所の保全措置
千葉県道路公社	○ 県公安委員会等関係機関の実施する交通規制協力 ○ 道路利用者に対する必要な緊急広報の実施 ○ 道路状況及び道路施設の緊急点検 ○ 工事箇所の安全対策と緊急車両等の通行の確保
県	○ 危険箇所の点検 ○ 工事箇所の保全措置

3 成田国際空港対策

(1) 成田空港事務所

成田空港事務所は、大規模地震発生の警戒宣言が発せられたときは、対策本部(本部長＝成田国際空港長)を設置し、航空機の運航等に関し、以下の対策を講ずる(東海地震に係る成田空港事務所地震防災措置実施要領抜粋)。

○ 情報の収集・伝達	○ 関係機関との連絡調整
○ 応急救護及び災害防止に必要な措置	○ 航空機の運航に関する調整
○ 通信業務の確保	○ 管制業務の確保

(2) 成田国際空港株式会社の対策

ア 情報伝達

- ① 成田空港事務所と成田国際空港(株)は、警戒宣言及び東海地震予知情報等を相互に伝達調整する。
- ② 成田国際空港(株)は、空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、警戒宣言及び東海地震予知情報等を伝達する。
- ③ 成田国際空港(株)は、空港内の乗客等に対し、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社等を通じて伝達する。

イ 運航対策

成田国際空港(株)は、警戒宣言が発せられた場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、必要と認めるときは以下の措置をとる。

○ 航空会社に対して、乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
○ 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
○ 成田空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

ウ 空港の混乱防止対策

警戒宣言時、空港内の混乱を防止するため、必要と認めるときは以下の措置をとる。

○ 空港関係者、災害対策関係者及び成田国際空港(株)が認めたもの以外の空港への入場を制限するものとする。
○ 各航空会社に混乱防止対策を要請する。
○ 東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、芝山鉄道(株)等の交通機関に対し、駅への入場、

- 乗車等の制限等の措置を要請する。
○ 成田国際空港警察署に警備を要請する。

エ 空港施設の保安対策

空港保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化する。

第7節 通信対策

東日本電信電話（株）は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般住民に大きな支障をきたさないことを基本として、以下のとおり対処する。

1 電話

要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労中の職員は、応急対策等所定の業務に従事する。 ○ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。
情報連絡室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉事業部に速やかに情報連絡室を設置する。
資機材の点検・確認等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検・確認 ○ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認 ○ 工事中の施設等の安全措置
応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災機関等の重要な通話は、最優先で確保する。 ○ 番号案内業務は、可能な限り取扱う。 ○ 一般通話については、集中呼び出しによる電話網の麻痺を生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行う。 ○ 緑、グレー色の公衆電話からの通話は、可能な限り確保する。

2 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

3 電話のふくそう時の広報

電話がふくそうした場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、広報を実施する。

第8節 電気・ガス・上下水道対策

1 電気

原則として電力の供給は継続し、以下の措置をとる。

- 人員の確保、資機材の点検確保
- 施設の予防措置
 - ・特別巡視及び特別点検等
 - ・通信網の確保
保安通信設備の点検、整備を実施し関係機関と連絡をとる。
 - ・応急安全措置
作業仕掛け工事及び作業中の箇所は、事故防止のため設備保全及び人身の安全を図る。
- 広報
 - ・感電事故、漏電による出火を防止するため、**ホームページ**、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等により広報する。
 - ・広報内容
 - －無断昇柱、無断工事をしないこと
 - －電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること
 - －断線垂下している電線には絶対に触らないこと
 - －建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
 - －屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること
 - －地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
 - －その他事故防止のための留意すべき事項
 - ・広報手段
 - －報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
 - －広報車等による広報
 - －防災行政無線による広報

2 ガス

警戒宣言が発せられた場合、非常体制として地震災害警戒体制をとり、以下の措置を講ずる。

- 人員の確保
非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。
- 資機材、工具の確認等
 - ・災害対策用資機材等の確保
 - ・代替熱源の確保
 - ・生活必需物資の確保
 - ・前進基地の確保
- 施設等の保安措置等
 - ・ガス工作物等の巡視・点検及び検査
地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等についてあらかじめ定める要領に従い巡視点検及び検査を行う。
 - ・工事等の中断
工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急保安措置の上、工事又は作業を中断する。
 - ・その他の保安措置

<p>本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。</p> <p>○ 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに県とも必要に応じて連携を図る。 ・ 広報内容 <ul style="list-style-type: none"> 一般需要家に対して <ul style="list-style-type: none"> － 緊急時におけるガス栓の閉止 － 警戒宣言時のガス供給の継続 － 強震時におけるガスの供給停止 － ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等 <ol style="list-style-type: none"> ① 不使用ガス栓の閉止の確認 ② 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止 ③ 供給停止後のガス使用の禁止 ④ 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作 特定需要家に対して <ul style="list-style-type: none"> － ガス機器の使用抑制依頼 － 地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給遮断の要請 ・ 広報手段 <ul style="list-style-type: none"> － テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

3 上水道

(1) 応急措置

原則として平常どおりの供給を継続する。また、住民、事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 要員の確保 ○ 指定水道工事店への連絡 ○ 資機材の点検整備 ○ 施設の保安措置等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。 ・ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。 ・ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。 ・ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(2) 広報

住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、以下のとおり広報活動を行う。

<p>広報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること ○ 地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ・ 飲料水のくみ置き：ポリタンク、バケツを利用しフタをして、3日毎に新しい水にくみ替え、水質保持に留意する。 ・ 生活用水のくみ置き：浴槽等を利用し、貯水する。 ・ その他：汲置き容器転倒防止及びくみ置き水の流出防止策を講ずる。 ○ 地震後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
<p>広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 ○ 広報車による広報 ○ 水道工事店の店頭掲示等

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、以下の対策を講ずる。

(1) 施設等の保安措置

施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

塩素ガスについては緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量の確認等のほか、塩素室の各扉の閉鎖、外部への漏えい防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

第9節 学校・病院・社会福祉施設対策

1 学校

市は、園児・児童・生徒の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、以下の措置を行う。

(1) 在校時

警戒宣言発令後は、校長（園長）は、直ちに授業を中止し、園児、児童、生徒を定められた計画にしたがって帰宅させる。なお、それぞれの学校における措置は以下のとおりとする。

幼稚園 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅に当たっては、定められた計画により保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 ○ 引き渡すまでは、学校等において保護する。
中学校 高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間等を確認する。 ○ 自宅以外の寄宿先が定まっている者は寄宿先を確認する。 ○ 交通機関の運行・安全等の情報を把握する。 ○ 帰宅に際して留意すべきことを指導する。
特別支援 学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者への引き渡しについては、小学校と同様の措置をとる。 ○ スクールバスの利用者については、指定場所にて保護者に引き渡す。

※ 小中学校特別支援学級についての措置は、特別支援学校に準じた措置をとる。

(2) 校外指導時

移動教室 夏季施設 修学旅行等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元官公署等と連絡をとりその地域の災害対策本部の指示に従う。 ○ 学校へ連絡をとる。 ○ 校長は、対応の状況を教育委員会等に報告し、保護者に報告する。
遠足等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 即時帰校の措置をとる。 ○ 帰校できない場合あるいは強化地域内では上記と同様の措置をとる。

(3) その他の対応策

被害防止	○ 備品の転倒・落下防止 ○ 消火器及び応急備品の点検	○ 危険物等の出火防止
残留措置	○ 職員数、児童数及び生徒数の把握 ○ 生活必需物資、食料等の手配	○ 教育委員会への報告

(4) 警戒宣言解除後の措置

解除後の授業再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2 病院・診療所

(1) 診療対策

病院及び診療所は、以下のような措置をとる。

外来診療	入院患者	手術等
○ 可能な限り平常通りの診療を行う。 ○ 救急患者の診療は、継続的に行う。 ○ 緊急度が加われば、重症患者の診療優先を行う。	○ 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 ○ 緊急事態の進展度に応じ、入院患者の制限を行う。	○ 医師の判断により、可能な限り手術検査等の日程変更を検討する。

(2) 防災措置等

○ 建物及び設備の点検 ○ 落下物の防止 ○ 水、食料の確保	○ 医薬品、危険物等の防火措置 ○ 非常用設備、備品の点検及び確保
--------------------------------------	--------------------------------------

(3) その他

警戒宣言発令等の収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡する。

3 福祉施設

(1) 保育園

警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休園とし、以下の措置をとる。

帰宅措置	○ 園児は名簿確認ののち、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。 ○ スクールバス利用の園児は、通常の場合で保護者に引き渡す。 ○ 保護者の引き取りが済むまで、園児は園で保護する。 ○ 園外における指導時は、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって帰園が困難な場合、園及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。
防災措置	○ 施設設備、消火器、火気等の点検 ○ 転倒、落下物の防止措置 ○ 飲料水の確保、食料、ミルク等の確保 ○ 医薬品等の確保

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設は、入所施設の種類、通所（園）者・入所者の特性等、施設の実態に即した

措置をとる。

- | | |
|------------------------------------|---|
| <input type="radio"/> 保護者への伝達 | <input type="radio"/> 保護者への引き渡し |
| <input type="radio"/> 施設の防災点検 | <input type="radio"/> 出火防止 |
| <input type="radio"/> 引き渡しが困難な者の保護 | <input type="radio"/> 食料、医薬品、生活必需物資等の確保 |

第10節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあつては、住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。対応措置の詳細については、「災害応急対策編 第1章 震災対策計画 第7節 避難対策」によるものとする。

1 警戒宣言時の措置

- (1) 避難指示
- (2) 避難所の確認
- (3) 情報伝達体制の確認
- (4) 関係機関に対する避難所開設の通知
- (5) 避難所への職員派遣
- (6) 要配慮者に対する支援
- (7) 給食、給水措置
- (8) 生活必需物資の給与
- (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール

2 事前措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定
- (2) 避難所の指定
- (3) 避難指示体制の確立
- (4) 情報伝達体制の確立
- (5) 要配慮者に対する介護体制の確立
- (6) 住民に対する周知

第11節 救護救援・防疫・保健活動対策

1 救援救護対策

市の措置	<ul style="list-style-type: none">○ 医療救護班の編成準備を要請する。○ 薬剤師会等に医薬品の確保・供給の準備を要請する。○ 日本赤十字社千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。
(公社)印旛市郡医師会	<ul style="list-style-type: none">○ 会員に対し、医療救護班の編成を連絡する。
(公社)印旛市郡歯科医師会	<ul style="list-style-type: none">○ 会員に対し、歯科医療活動の準備を連絡する。
(一社)印旛市郡薬剤師会	<ul style="list-style-type: none">○ 会員に対し、医薬品の確保・供給の準備を連絡する。

2 防疫対策

発災時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、以下の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

- 防疫作業員の雇上及びその組織化等の準備
- 地震発生後に必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認
- 飲料水の安全確保

3 保健衛生活動

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には災害状況・医療機関開設や救援活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は印旛健康福祉センター（印旛保健所）を通じ県に派遣依頼をする。
- (4) 避難所におけるプライバシーの保護とマスコミの取材による住民不安への対応を実施する。

第12節 生活物資対策

市は、警戒宣言発令時において、以下の措置をとる。

- 百貨店、スーパーマーケット、小売店等に対し、営業の継続を呼びかける。
- 住民に対して、小売店等の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の自粛を呼びかける。

第13節 金融対策

市及び金融機関は、警戒宣言発令時において、以下の措置をとる。

金融機関の措置	<ul style="list-style-type: none">○ 顧客、従業員・職員に警戒宣言発令を伝達する。○ 窓口業務を確保する。
住民への広報	<ul style="list-style-type: none">○ 金融機関・郵便局の営業状況○ 預貯金の引き出しの自粛
市税の措置	<ul style="list-style-type: none">○ 市税の申告、納税が困難な場合は、期間の延長等について柔軟に対処する。

第14節 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護のために、必要な食料、医薬品の確保に努める。

2 緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 燃料の調達

車両に必要な燃料を、燃料販売業者から調達するための準備を行う。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する公共施設等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講ずる。

4 市税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、以下のとおりとする。

- 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講ずる。

5 その他（特定動物の逸走防止）

県健康福祉部は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、以下のとおりである。

- (1) 「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逸走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第4章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、市を含め千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る、(2)墓石・石どうろが倒れる、(3)煙突・石垣などが破損する、(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする、(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

また、東海地震予知情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民・自主防災組織・事業所等がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要である。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が、平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時に、それぞれとるべき措置の基準を示す。

第1節 住民のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 ・ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 ○ 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 ・家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ・窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。 ○ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ・火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ・火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 ○ 消火器、消火用水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ・出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 ○ 非常用飲料水、食料を備蓄する(3日以上、7日分を推奨)。 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて備蓄する(1人1日分の生命水、約2～3リットル)。 ・食料は、長期保存ができる食品(米、クラッカー、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など)と日頃の買い置きなどを合わせて最低3日分、推奨7日分程度備蓄する。 ○ 救急医薬品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。 ・また、お薬手帳を用意しておく。 ○ 生活必需物資の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品(トイレトーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など)を準備しておく。 ○ 防災用品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 第4章 住民等のとるべき措置
 第1節 住民のとるべき措置

区 分	とるべき措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常持出品の準備をする。 ・非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。（例：飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など） ○ 防災講習会や訓練へ参加する。 ・市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 ○ 家族で対応措置の話し合いをする。 ・東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 ・警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ・発災した場合の避難所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 ○ 自主防災組織に積極的に参加する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 ○ 電話の利用を自粛する。 ○ 自家用車の使用を自粛する。 ○ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 ○ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言情報を入手する。 ・市の防災信号（サイレン）等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオ等で正しい警戒宣言情報を入手する。 ・県・市・警察・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。 ○ 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ・家具、棚等の上の重いものをおろす。 ・窓ガラスにガムテープ等をはる。 ・ベランダの置物等をかたづける。 ○ 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ・火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ・ガス器具等の安全整備の確認をする。 ・プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 ・火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 ○ 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 ○ ブロック塀、石塀、門柱を点検する ・危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 ○ 非常用飲料水、食料を確認する。 ○ 救急医薬品を確認する。 ○ 生活必需物資を確認する。 ○ 防災用品を確認する。 ○ 電話の使用を自粛する。 ・県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 ○ 自家用車の利用を自粛する。 ・路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 ・走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車を使わない。 ○ 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ・幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 ・幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。 ○ エレベーターの使用を避ける。 ○ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 ○ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の編成と各班の役割を明確にする。 ○ 防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 ・地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、崖崩れ等災害危険箇所を把握する。 ・地域内の消防水利を把握する。 ・地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 ・防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 ○ 防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、給水救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 ○ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。 ・各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。 ・プロパンガスボンベの点検を指導。 ○ 防災資機材等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 ○ 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 ・地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。 ○ 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の編成を確認する。 ・自主防災組織本部を設置する。 ・自主防災組織の役割を分担する。 ○ 市、消防本部等防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する。 ○ 地域住民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。（第1節を参照のこと） ○ 防災資機材等を確認する。 ○ 幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）の安全対策措置の呼びかけを実施する。 ○ 食料、飲料水の確保及び調達方法の確認をする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成する。 防災計画作成上の留意事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 ・組織の役割分担の明確化 ○ 教育及び広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の防災意識の高揚 ・従業員の安否の確認方法 ・従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 ・従業員の帰宅対策 ○ 防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 ○ 危険防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の定期点検 ・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 ○ 出火防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 ・消防水利、機材の整備点検 ・商品の整備点検 ・易・可燃性物品の管理点検 ○ 消防資機材等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 ○ 情報の収集、伝達体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 ・事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。 ○ 自衛防災体制の準備、確認をする。 ○ 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置準備を確認する。 ○ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛防災組織の編成を確認する。 ・自衛防災組織本部を設置する。 ・自衛防災組織本部の役割を分担する。 ○ 情報の収集、伝達体制をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・市、消防本部等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 ○ 危険防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備を確認する。 ・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。 ○ 出火防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 ・火気使用場所及び周辺を確認する。 ・消防水利、機材を確認する。 ・易・可燃性物品を確認する。 ○ 防災資機材等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用、資機材等を確認する。 ○ 食料品等生活必需物資を販売する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 ○ 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。 ○ 石油類、火薬類、高圧ガス等の出火爆発等、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 ○ バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 ○ 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要がある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等により、原則として交通機関を利用しない。 ○ 電話使用を自粛する。県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 ○ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

成田市地域防災計画

— 令和5年度修正 —

共 通 編
災 害 応 急 対 策 編

発行：成田市防災会議

編集：成田市総務部危機管理課

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760

TEL 0476-20-1523